

寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を
ここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第10号

寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年寒川町条例第11号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第2条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であつて、寒川町暴力団排除条例(平成23年寒川町条例第11号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第4条 前条の規定により基準とする省令第29条第2項の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。